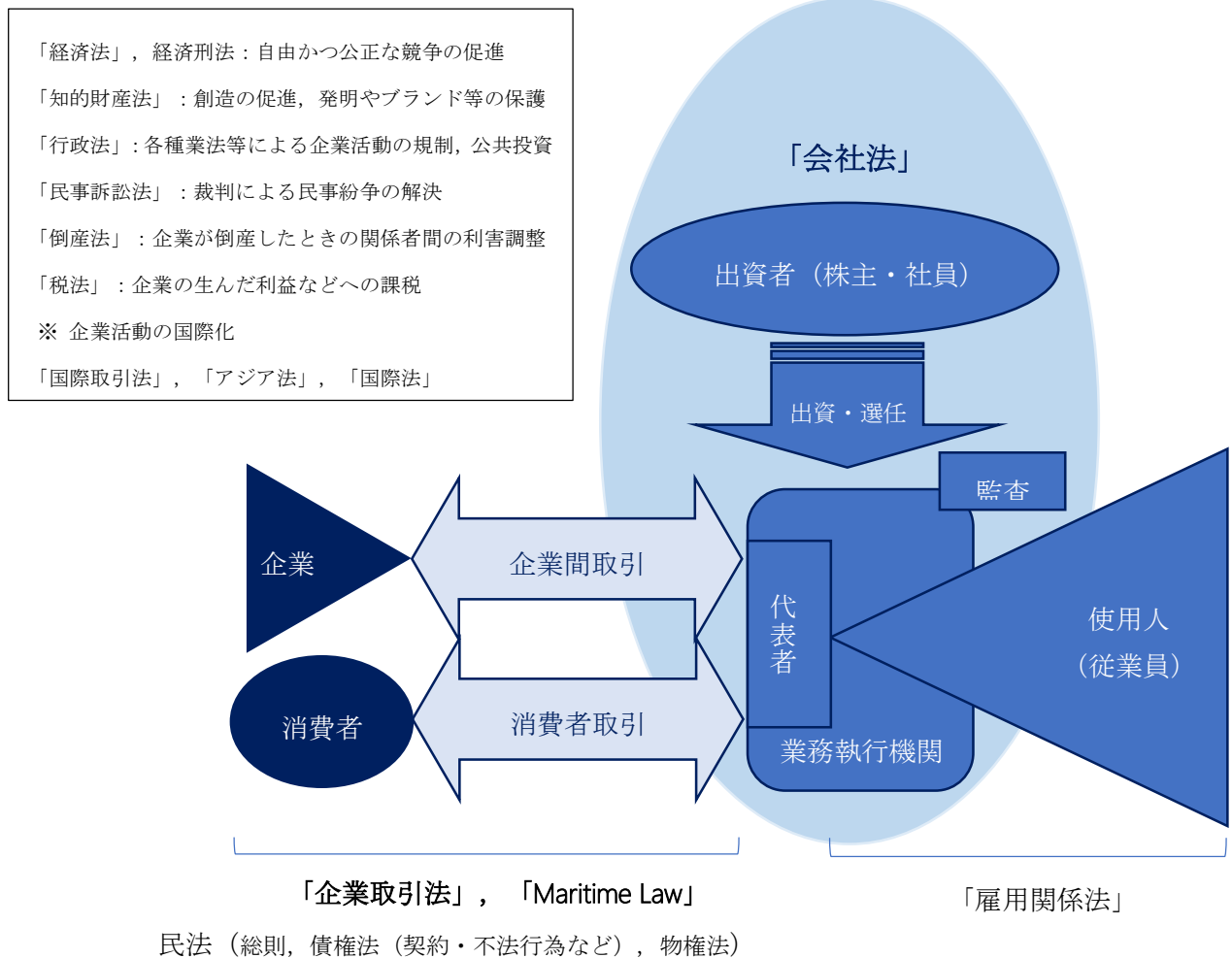


商法の学び方



- ① 形式的意義における「商法」とは、「商法」という法典（商法典）を指す。現在の商法典は、「商法総則」，「商行為」及び「海商」からなっている。明治32年に商法典が制定された当時は，商法典にはこのほかに，会社に関する規定や保険契約に関する規定などもおかれていた。現在では，会社に関する規定は，2005年に「商法特例法」「有限会社法」と統合して制定された「会社法」という法律の中に，保険契約に関する規定は2008年に制定された「保険法」の中に置かれている。実質的意義における商法は，商法典のほかに，このような商事特別法（ほかに「手形法」「小切手法」などもある）を加えた企業に関する法の総体をさす。
- ② 「企業取引法 a・b・c」で総則（商法総則・会社法総則），商行為法，手形法・小切手法，保険法を，「Maritime Law」（英語による講義）で海商法を扱う。会社法は「会社法 a・b・c」で扱う。
- ③ 商法は，企業組織や，企業間の取引，企業とその他の自然人との取引などの企業活動について規律する法律で，「私法」に属する。私法の基本法である民法の理解は，商法の規律や制度を理解する上での基礎となるので，商法関係の科目の受講に際しては，民法の関連科目をあわせて受講し，私法の基礎をしっかりと固めるように努めてほしい。また，現実の企業活動には，図に示したように，民事訴訟法や倒産法，経済法，労働法，税法など，商法以外にも様々な法律が関係してくる。